

改正前

改正後

- 本則 -

施行日：平成22年 4月27日

〔公訴時効期間〕  
 第二百五十条 ◆追加◆  
 ◆追加◆ 時効は ◆追加◆、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。  
 一 死刑に当たる罪については二十五年  
 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年  
 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年  
 四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年  
 五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年  
 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年  
 七 拘留又は科料に当たる罪については一年

〔公訴時効期間〕  
 第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。  
 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年  
 二 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については二十年  
 三 前二号に掲げる罪以外の罪については十年  
 ② 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。  
 一 死刑に当たる罪については二十五年  
 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年  
 三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年  
 四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年  
 五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年  
 六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年  
 七 拘留又は科料に当たる罪については一年

- 本則 -

施行日：平成22年10月26日までに

〔還付することができない場合の取扱い〕  
 第四百九十九条 押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付することができない場合には、検察官は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。  
 ◆追加◆  
 ② 公告をしたときから六箇月以内に還付の請求がないときは、その物は、国庫に帰属する。  
 ③ 前項の期間内でも、価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。

〔還付することができない場合の取扱い〕  
 第四百九十九条 押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付することができない場合には、検察官は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。  
 ② 第二百二十二条第一項において準用する第二百十三条第一項若しくは第二百二十四条第一項の規定又は第二百二十条第二項の規定により押収物を還付しようとするときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「検察官」とあるのは、「検察官又は司法警察員」とする。  
 ③ 前二項の規定による公告をした日から六箇月以内に還付の請求がないときは、その物は、国庫に帰属する。  
 ④ 前項の期間内でも、価値のない物は、これを廃

棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。

- 改正法・附則・題名- ～ 平成22年 4月27日 法律 第26号～

施行日：平成22年 4月27日

◆追加◆

附 則（平成二二・四・二七法二六）抄

- 改正法・附則- ～ 平成22年 4月27日 法律 第26号～

施行日：平成22年 4月27日

◆追加◆

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中刑事訴訟法第四百九十九条の改正規定〔中略〕は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 改正法・附則- ～ 平成22年 4月27日 法律 第26号～

施行日：平成22年 4月27日

◆追加◆

〔経過措置〕

第三条 第二条の規定による改正後の刑事訴訟法（次項において「新法」という。）第二百五十条の規定は、この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

2 新法第二百五十条第一項の規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百五十六号）附則第三条第二項の規定にかかわらず、同法の施行前に犯した人を死亡させた罪であって禁錮（こ）以上の刑に当たるもので、この法律の施行の際その公訴の時効が完成していないものについても、適用する。